

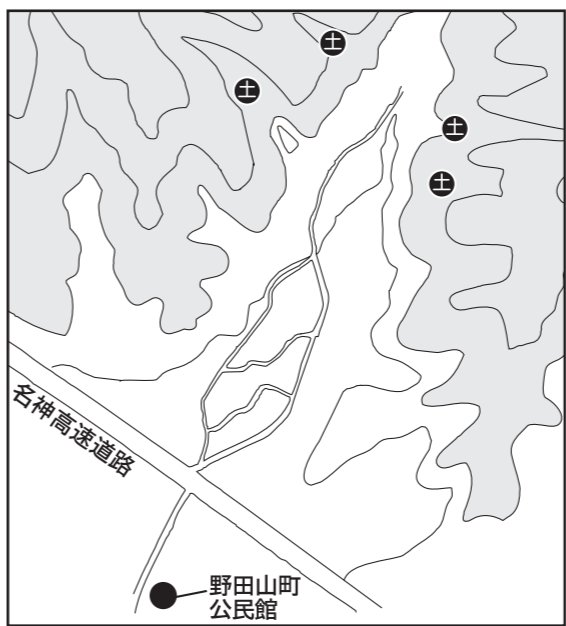
土砂災害（特別）警戒区域が追加指定されました

（国道河川課、県湖東土木事務所管理調整課）

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」は「土石流」「急傾斜地の崩壊」「地すべり」の3つの種類で指定を行います。

今回、「土石流」「急傾斜地の崩壊」について、市内の20か所で追加指定されました。（およその場所は左および下の地図のとおり。●は「土石流」を、◎は「急傾斜地の崩壊」を表します。）

このうち「土砂災害警戒区域」に指定されると、市が警戒避難体制の整備を図ります。



また、「土砂災害特別警戒区域」では、特定の開発行為に対して許可が必要になったり、建築物の構造の規制や移転の勧告が行われたりします。詳しくは左記までお問い合わせください。また、彦根市ホームページ（道路河川課を）ご覧ください。
 問い合わせ先 国道河川課
 ☎30-6122番、FAX 24-5211番、湖東土木事務所管理調整課 ☎27-2254番、警戒避難体制の整備については河危機管理室 ☎30-6150番

野田山町 土砂災害警戒区域1か所（土石流）、土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域3か所（土石流）
 野田山町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域4か所（急傾斜地の崩壊）
 芹川町・元岡町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域1か所（急傾斜地の崩壊）
 芹川町・岡町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域1か所（急傾斜地の崩壊）
 芹川町・芹中町・新町 土砂災害警戒区域 1か所（急傾斜地の崩壊）
 後三条町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域2か所（急傾斜地の崩壊）

和田町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域2か所（急傾斜地の崩壊）
 山之脇町・岡町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域1か所（急傾斜地の崩壊）
 岡町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域1か所（急傾斜地の崩壊）

山之脇町・平田町・和田町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域1か所（急傾斜地の崩壊）
 平田町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域1か所（急傾斜地の崩壊）
 東沼波町・大堀町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域1か所（急傾斜地の崩壊）



65歳以上の年金受給者で、市県民税を納税している人へ

10月から、市県民税の年金からの引き落としが始まります

昨年度までは、年金を受給されている人で、市県民税を納税する義務のある人は、年4回、市役所や金融機関などで、市県民税を納めていただいていた。

しかし、今年度からは年金を支給する年金保険者が市県民税を年金から引き落とし、市役所へ直接納入することになります。この制度を「年金からの特別徴収制度」と言います。

納税の手間を省き、事務の効率化を図ることを目的としています。

新たな税負担が生じるものではありません。納税の方法を変更するだけです。

なお、現在、口座振替で市県民税をお支払いいただいている人も、年金からの引き落としになります。

4月1日現在65歳以上の年金受給者が対象です

引き落としの対象となる年金は、老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢

年金、退職年金などです。

引き落としを本人の意思でやめることはできませんが、次の人は対象になりません。

▼介護保険料が年金から引き落としされていない人

▼引き落としされる市県民税額が老齢基礎年金などの額を超える人

※障害年金および遺族年金などの非課税の年金からは引き落としされません。

引き落としされる市県民税額は

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した市県民税額のみです。給与や営業、不動産、農業、配当、個人年金所得などの金額から計算した市県民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書などで納めていただきます。

引き落としが中止になる場合は

引き落とし開始後、市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合

は、引き落としが中止となり、納付書などで、市役所や金融機関などで納めていただきます。

10月支給分の年金から引き落としが始まります

引き落としの開始は、10月支給分の年金からです。そのため、平成21年度の市県民税のうち半分については、6月と8月に、これまでどおり納付書などで納めていただきます。

公的年金以外の所得がある人は、残りの半分のうち、年金所得分の税金は10月より、年金から引き落としになります。公的年金以外の所得に係る税額分については10月と平成22年1月に、今までどおり、納付書などで納めていただきます。

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 国税務課 ☎30-6140番、FAX 22-1308番

「安全は意識と知識と心掛け」

6月7日(日)～13日(土)は「危険物安全週間」です。

消防本部予防課 ☎22-0332番、FAX 22-9427番

意外と身近にある危険物

消防法上の「危険物」とは、取り扱いを間違えると、火災を起す物質のことを言います。実は、私たちの身の回りに、ガソリンや灯油などの燃料以外にも危険物を利用した製品がたくさんあります。

例えば、マニキュアや除光液、接着剤、塗料などがそれにあたります。こうした「危険物」を利用した製品の取り扱いにはじゅうぶんに注意しましょう。

危険物取扱者試験・危険物取扱者保安講習

危険物を指定量以上貯蔵し、取り扱う施設には、国家資格を持つ危険物取扱者が必要です。また、危険物取扱者は、定期的な保安講習を受講しなければなりません。

消防本部各消防署では、危険物取扱者の資格を得るための試験と保安講習の案内と願書を配布しています。

セルフスタンドの安全対策

全国的に普及しているセルフスタンドは、顧客自らが給油することから、機器の取扱いが不慣れであったり、危険物を取り扱うという認識が薄かったりするため、ガソリンや軽油、灯油などの吹きこぼれや、静電気による火災が多数発生しています。セルフスタンドを利用する人は次のことを守って、いっそうの安全確保に努めてください。

- ①給油中はエンジンを停止する
- ②静電気除去シートに触れてから給油する
- ③給油ノズルが止まるまで確実に差し込む
- ④給油ノズルのレバーを止まるまで確実に引く
- ⑤自動的に給油が止まったら、それ以上の給油はしない
- ⑥給油後は、給油ノズルを、確実にもとの場所へ戻す
- ⑦給油キャップを閉め忘れない

